

3 6 吉野・仁淀川広域流域

嶺北仁淀地域森林計画書

(嶺北仁淀森林計画区)

計画期間

自 平成31年4月 1日

至 平成41年3月31日



高 知 県

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

林業振興・環境部 森づくり推進課

課	長	櫻井	祥一
課長	補佐	大黒	学
チーフ（森林計画担当）		大野	幸一
主任 （森林経営計画策定推進担当）		神尾	昌延
主幹		板井	拓司
技師		諏訪	貴俊

2 樹立に従事した期間

平成30年4月～平成30年12月

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の概要	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II 計画事項	10
第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	19
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における	

森林施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 2
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項	2 3
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する 方針及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	2 4
1 森林の土地の保全に関する事項	2 4
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要 のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	2 5
(1) 保安林の整備に関する指針	
(2) 保安施設地区の指定に関する指針	
(3) 治山事業の実施に関する事項	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	2 6
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の	

防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	27
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	29
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	29
2 間伐面積	29
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	29
4 林道の開設及び拡張に関する計画	30
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	44
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の 所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	47
第7 その他必要な事項	47
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林 の施業方法	47
2 その他必要な事項	54
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要	55
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況	58
(1) 特定保安林の指定状況	
(2) 荒廃地等の面積	

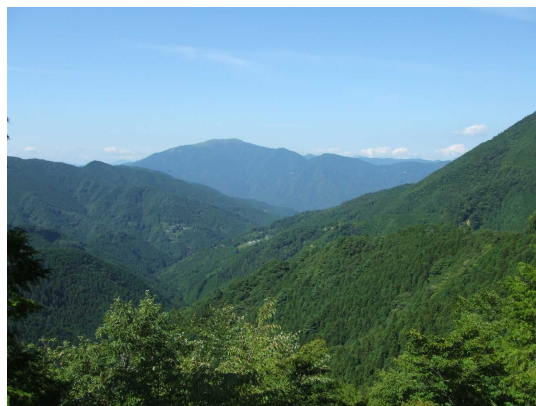
(3) 森林の被害	
3 林業の動向	59
(1) 保有山林面積規模別経営体数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(4) 林業事業体等の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況	
(7) 作業路網等の整備の概況	
4 前期計画の実行状況	61
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林・天然更新別面積	
(4) 林道の開設及び拡張の数量	
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する数量	
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	62
(1) 森林より森林以外への異動	
(2) 森林以外より森林への異動	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属している本計画区は、県のほぼ中央部に位置し、北は四国山地を背に吉野川水系と、西南部は仁淀川水系からなる、10市町村、総面積190,975haの区域です。



仁淀川流域の山々

ア 地 勢

計画区の北部には、石鎚山系の笹ヶ峰(1,860m)、瓶ヶ森(1,896m)、筒上山(1,859m)等の高峰群が連なり、急峻な地形をなしています。

主な水系は、いの町の瓶ヶ森を源流として計画区を横断し、徳島県に流下する吉野川と、愛媛県から南東方向に流下し高知平野に注ぐ仁淀川です。吉野川流域には、大森ダム、長沢ダム、大橋ダム、そして四国の水がめ早明浦ダムが、また、仁淀川流域には、大渡ダム、筏津ダムがあり、豊富な水資源は、本県はもとより徳島県及び香川県の生活・産業に大きく寄与しています。



早明浦ダム

イ 地 質

吉野川水系と仁淀川水系の北部は、わが国最古の地質である三波川帯、秩父帯に属しています。無点紋緑色片岩・石英片岩、無点紋黒色片岩及び御荷鉢緑黒色岩類を主とする岩層が、徳島県境からほぼ東西に、それぞれ帯状に平行しています。

また、仁淀川水系の中流域には、上八川層、白木谷層等がほぼ東西に位置し、南部には仁淀川に並行して伊野層、高岡層、柚ノ木層等が極めて複雑に入り込んでいます。

そして、河口平野部は沖積層に覆われています。

ウ 森林土壌

森林立地区分上、標高の高い計画区の北部は中部山地に属し、土壌は、ほとんど褐色森林土であり、その中でも、適潤性褐色森林土が主体です。また、標高の低い計画区の南部は、中部低山地に属し、赤・黄色土壌が約半数を占め、乾性土壌も多く、森林の生産力は劣る地域です。

エ 気 候

山間部の比較的標高の高い地域を含むため、年平均気温は12.9℃と他の計画区より低く、山間部における冬季の積雪が多いところです。また、年平均降水量は2,612mmで、林木をはじめ植物の生育には適した条件を備えています。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は190,975haで、県土総面積710,386haの約27%を占めており、その土地利用の状況は次のとおりです。

区 分		嶺北仁淀計画区		高 知 県	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
森 林	民有林	136,416	71%	468,510	66%
	国有林	27,131	14%	125,060	18%
	小 計	163,547	86%	593,570	84%
農 地		5,339	3%	27,600	4%
そ の 他		22,089	12%	89,216	13%
合 計		190,975	100%	710,386	100%

注) 1 総土地面積は、平成29年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）

2 農地面積は、平成29年高知農林水産統計年報

3 森林面積は、平成30年度高知県林業振興・環境部、平成30年度四国森林管理局資料。

イ 交 通

本計画区には、JRのほか高知自動車道をはじめとする国道32号、国道33号、国道194号、国道439号などの道路網が整備されており、地域の経済活動及び大規模災害発生時における円滑な支援・救援活動を支える上で大きな役割を担っています。

ウ 人口の動態

本計画区内の人口は、平成27年国勢調査では91,223人で、県総人口728,276人の13%を占めています。

平成22年国勢調査と比較すると8,388人の減少で、その減少率は8%です。

エ 産業の動向

本計画区内の産業の概要を総生産額と就業者数で見ると次のとおりであり、県平均と比較して第1・2次産業の比重が高く、第3次産業のウエイトが低くなっています。

本計画区の林業の総生産額は約25億円で、県合計の林業総生産額の約30%を占めています。

嶺北仁淀計画区

区分	総生産額	比率	就業者数	比率	
	(百万円)	(%)	(人)	(%)	
1次産業	農業	9,945	4%	5,663	14%
	林業	2,543	1%	840	2%
	水産業	1,931	1%	145	0%
	小計	14,419	6%	6,648	16%
2次産業	63,546	25%	8,578	21%	
3次産業	174,244	69%	26,260	63%	
合計	254,189	100%	41,486	100%	

高知県

区分	総生産額	比率	就業者数	比率	
	(百万円)	(%)	(人)	(%)	
1次産業	農業	54,685	2%	30,337	10%
	林業	8,360	0%	2,951	1%
	水産業	24,394	1%	3,635	1%
	小計	87,439	4%	36,923	12%
2次産業	391,396	16%	53,755	17%	
3次産業	1,902,222	80%	222,070	71%	
合計	2,399,735	100%	312,748	100%	

注) 1. 総生産額

平成27年度市町村経済統計。

合計欄は、輸入税、帰属利子等を除くため一致しない。

2. 就業者数

平成27年度国勢調査。

合計欄は、分類不能の産業を除く。

(3) 森林・林業の概要

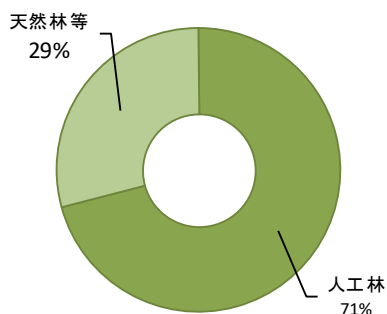
ア 地域森林計画対象森林の概要

本計画区の森林面積は、163,547haであり、その内訳は、国有林が27,131ha、本計画の対象森林である民有林が136,416haとなっています。

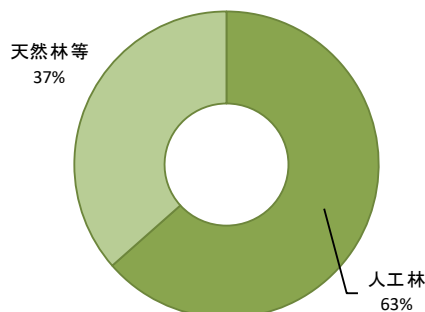
民有林のうちスギ・ヒノキを主体とする人工林の面積は、96,528ha（人工林率約71%）で、県平均の人工林率（約63%）を上回っています。

また、人工林の中に占めるスギの割合は、62%と県平均を大きく上回っています。

嶺北仁淀計画区



高知県



嶺北仁淀計画区

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	59,373	62%
ヒノキ	35,531	37%
マツ	1,223	1%
その他	400	0%
人工林計	96,528	100%

高知県

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	123,204	41%
ヒノキ	166,099	56%
マツ	5,568	2%
その他	2,551	1%
人工林計	297,423	100%

注) 総数は端数処理の関係で内訳と一致しない。

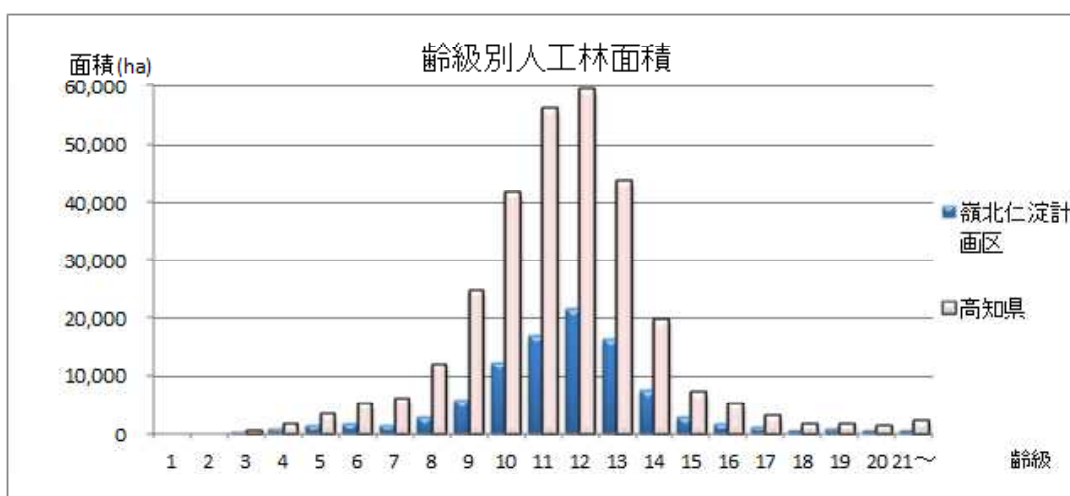
また、人工林の針葉樹の単位面積当たり蓄積も、県平均を上回っており、8 齢級以上の割合も県平均とほぼ同じで、本計画区においても成熟した森林資源を活用する時期を迎えています。

嶺北仁淀計画区

区分	人工林(針葉樹)	天然林
ha当り蓄積(m3)	562	145

高知県

区分	人工林(針葉樹)	天然林
ha当り蓄積(m3)	491	132



嶺北仁淀計画区

区分	面積(ha)	比率
7 齢級以下	5,510	6%
8 齢級以上	91,018	94%
人工林計	96,528	100%

高知県

区分	面積(ha)	比率(%)
7 齢級以下	16,990	6%
8 齢級以上	280,432	94%
人工林計	297,422	100%

イ 森林組合の概要

平成30年3月末日現在、本計画区の森林組合は7組合で、その規模は、組合員所有森林面積10,000ha以上が5組合、払込済出資金92,837千円（県平均）以上が4組合、常勤役職員10人（県平均）以上が4組合、作業班員32人（県平均）以上が1組合となっています。

この5年間に振り返ると、高知おおとよ製材（株）の本格稼働につづきバイオマス発電所も本格的に稼働し、原木の需要量が大幅に拡大し、高性能林業機械の導入など供給体制を整え対応しています。

また、今後、森林組合が引き続き地域林業の担い手となっていくためには、集約化・合意形成に取り組むうえで、森林経営計画の策定と着実な森林施業の実施が求められます。

ウ 木材の生産・流通・加工の概要

本計画区は、本県のスギ材の優良生産地である嶺北地域をはじめ、早くから林業への取り組みが行われた地域であり、森林整備に熱心な大規模会社有林もあり、県内有数の林業地となっています。

素材生産業者は、46業者あり、（株）とされいほくをはじめ、比較的大規模な素材生産業者が活動しています。

また、本計画区は、フル生産時に四国最大規模の加工力を有する高知おおとよ製材（株）があり、県内各地から集められた原木を加工しており、本県の木材加工の中核地となっています。

原木市場は、平成23年に地域内の民間事業者が廃業したものの、本山町森林組合が事業を継承し、高知県森林組合連合会嶺北共販所とあわせて年間84千 m^3 を取り扱っています。

製材工場は23工場あり、製材用素材入荷量155千 m^3 /年、製品出荷量69千 m^3 /年（うち建築用材64千 m^3 /年）となっており、高知おおとよ製材（株）の操業開始により、出荷量等倍増することが期待されています。



（高知おおとよ製材（株））

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐 694千m³、間伐1,034千m³の計画に対し、実行は、主伐 588千m³ (85%)、間伐 1,304千m³ (126%) でした。今後、森林・林業再生プランに掲げる木材自給率の向上を目指すためにも、森林の多様な公益的機能の発揮を保ちつつ木材生産性の向上と原木の増産が必要となります。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は626haの計画に対し、実行は371ha (59%) でした。これは、木材価格の長期低迷やシカ等による獣害のため、造林初期の投資費用が増大していることが影響していると考えられます。

また、天然更新は599haの計画に対し、実行は639ha (107%) でした。

(3) 林道の開設又は拡張

開設延長は122.1kmの計画に対し、実行は11.3km (9%) でした。

また、拡張箇所は117.9kmの計画に対し、実行は26.0km (22%) でした。

開設の実行が低迷した理由としては、公共事業の削減や、急峻な地形を要因とする開設単価の抑制難のため、十分な林道の延伸には至っていないことが考えられます。

(4) 保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備

ア 保安林の指定又は解除

水源かん養保安林は120haの指定計画に対し、実行は277.2ha (231%) でした。また、土砂流出防備保安林は450haの指定計画に対し、実行は99.1ha (22%) でした。これは、森林の公益的機能を高度に発揮させるため必要であったためです。土砂流出防備保安林につきましては、今後指定の実行率の向上に向けて、必要な施策を実施していく必要があります。また、解除の計画はありませんでしたが、水源涵養保安林で2.4ha、土砂流出防備保安林で0.7ha、魚つき保安林で0.04ha、保健保安林で0.2haを解除しました。これは、公益性の理由により、最小限の解除を行ったもので、保安林機能の低下を招かないよう配慮しています。

イ 治山事業

溪間工、山腹工等110地区の計画に対し、実行は79地区 (72%) でした。今後も地域住民の安全と森林の保全に寄与するよう事業を推進します。

ウ 要整備森林の整備

19.56haの間伐計画に対し、実行は2.00ha (10%) でした。

今後も引き続き、森林の公益的機能の向上を図るために必要な施策を実施していく必要があります。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、積極的な拡大造林の結果、民有林の約60%に相当する118,509haの人工林が造成されています。その齡級構成は、8齡級以上の林分が92%を占めており、資源として本格的な利用が可能となっています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえながら、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととします。また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおりとします。

(1) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

(2) 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

(3) 快適環境形成機能

地域に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

(4) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

(5) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

(6) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

(7) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。



(本山町 白髪山)

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面積	備考
総数		136,416.04	
市町村別内訳	本山町	8,406.55	
	大豊町	24,891.79	
	土佐町	15,423.32	
	大川村	7,276.97	
	土佐市	4,891.07	
	いの町	30,439.69	
	仁淀川町	25,676.30	
	佐川町	7,186.39	
	越知町	9,345.60	
	日高村	2,878.36	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。
- (1) 森林法（昭和26年法律第259号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
- 3 森林計画図の縦覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所、高知県中央西林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

ウ 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	9 6 , 3 0 5	9 2 , 1 2 4
	育成複層林	3 0 0	3 0 0
	天然生林	3 9 , 8 1 1	4 3 , 9 9 2
森林蓄積 m ³ /ha		4 3 7	4 8 3

(注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{註1}により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{註2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、

針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林は、主として天然力^{註3}を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・マツ類等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。

注1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

該当ありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行なうこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記の通り定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年	10年	15年

(3) その他必要な事項

該当ありません。



2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。

人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や成長が優れたものの導入や少花粉等の花粉源対策に資する苗木等の採用に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件、既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000本
	中仕立て	3,000本
	密仕立て	4,500本
広葉樹	—	2,000本

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植栽によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件等から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カシ類等を主体とします。なお、クヌギ、ナラ類、シイ類、カシ類等についてはぼう芽更新が可能です。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の期待成立本数は6,000本、天然更新すべき立木の本数は1,800本とします。

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとします。

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、この指針に基づき市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範を定めるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

該当ありません。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表に示す内容を基本とします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈り	スギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	5～8月
つる切り	ヒノキ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	
除伐	マツ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	

- (3) その他必要な事項
該当ありません。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林に関する指針は、下記のとおりとします。なお、個々の森林において発揮が求められる機能が複数ある場合、公益的機能別施業森林の区域が重複することも認められます。その際、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

ア 区域の設定の基準

- (ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に対して区域を設定します。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、下記に該当する森林について区域を設定します。

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場

・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業をすべき森林とします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定を行います。

なお、設定を行う区域内において(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等については、3の「(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に示した表のとおりとします。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。林道等路網の開設及び改良については、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、路網の選択及び組み合わせを行うものとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせることにより低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

○基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (k m)
基幹路網	2 6 5	8 3 6
うち林業専用道	2	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と高性能林業機械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度 単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路線
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	1 0 0 以上	3 5 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	7 5 以上	2 5 以上
	架線系作業システム	2 5 以上	2 5 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	6 0 以上	1 5 以上
	架線系作業システム	1 5 以上	1 5 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）、森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当ありません。

(6) その他必要な事項
該当ありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進を行うものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、林業就業者のキャリア形成支援等、林業に従事する者の養成及び確保に努めます。また、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等の事業の合理化等による林業経営基盤の強化を一体的、総合的に促進することに努めます。

併せて、公共事業等の減少により、異業種への転換が求められている建設業等からも参入しやすい環境を整備します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあつては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

傾 斜	伐 木	造 材	集 材
0 ～ 20°	チェーンソー	プロセッサ	車両系 ※フォワーダ ※トラック
20 ～ 30°	チェーンソー	プロセッサ	直引 ランニングスカイライン
30° 以上	チェーンソー	プロセッサ	架線系 ※H型集材など

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

現在の流通の複雑な仕組みを情報技術の活用や、事業体間の連携等により、可能な限り簡素化し、素材生産から加工・流通に至るすべての分野でのコストを下げ、競争力の向上を図っていきます。

また、木材製品の信頼を確保し、多様な需要者ニーズに対応するため、乾燥を進めるとともに、JAS等品質・性能を保証する供給体制の整備を進めます。

さらに、需要者のニーズに即応した合理的な供給システムを構築していくため、共同化による規模拡大や効率化の取り組みを推進するとともに、生産と消費を結ぶ体制の整備を促進します。

(6) その他必要な事項

該当ありません。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
該当なし。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあつても、その目的に応じ必要最小

限の規模にとどめることとします。

また、森林のもつ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

(4) その他必要な事項

該当なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

保安林については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とし、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

保安林の配備を計画的に推進することで、健全な森林資源の維持造成を図る方針であり、保安施設地区設定の計画はありません。

(3) 治山事業の実施に関する事項

保安林の整備及び保全を図ることを基本とし、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、本数調整伐等の森林整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とします。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としません。

(5) その他必要な事項

保安林制度に対する認識不足等により林地の転用が行われることがありますので、今後、パンフレットの活用等により、保安林制度について広く周知することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病虫害の早期発見及び対処に努めます。特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切な対応を促進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、防火線、防火樹帯等の設置を促進するとともに、森林施業を行う事業者等に対し呼びかけを行う等、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

また、森林病虫害の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

(4) その他必要な事項

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

また、区域の設定に当たっては、保健保安林等を優先するものとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐や除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。また、施設に係る建築物の高さを自然との調和の観点から平均樹高以下とするため、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境に配慮しながら、森林の保全と併せて森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	4,923	4,580	343	2,416	2,073	343	2,507	2,507	-
前半5ヶ年の計画量	2,351	2,190	161	1,137	976	161	1,214	1,214	-

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	31,205
前半5ヶ年の計画量	15,111

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	4,181	3,673
前半5ヶ年の計画量	1,974	1,759

4 林道の開設及び拡張に関する計画

大豊町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		中内野々屋	1,200	73	—	①	
開設	自動車道		柳瀬	2,000	181	—	②	
開設	自動車道		奥大田三谷	21,000	3,048	○	③	
拡張	自動車道		大杉大田口		1,548	—		
	(法面保全)	3		箇所				
	(局部改良)	3	箇所					
拡張	自動車道		北川		1,477	—		
	(法面保全)	3		箇所				
	(局部改良)	3	箇所					
拡張	自動車道		下名大田口		1,897	—		
	(舗装)	1		箇所				
	(法面保全)	2,262		2				
	(局部改良)	7	箇所					
拡張	自動車道		立川千本		516	○		
	(舗装)	1		箇所				
	(局部改良)	2,242	2	箇所				
拡張	自動車道		尾生		486	—		
	(舗装)	1		箇所				
		1,926						
拡張	自動車道		桑瀬		428	—		
	(舗装)	1		箇所				
	(法面保全)	188		6				
	(橋梁改良)	1	箇所					
拡張	自動車道		平野		341	—		
	(舗装)	1		箇所				
	(法面保全)	3,478		1				
	(局部改良)	2	箇所					
拡張	自動車道		愛宕山		39	—		
	(舗装)	1		箇所				
		773						
拡張	自動車道		西峰		591	—		
	(舗装)	1		箇所				
	(法面保全)	5,372	3	箇所				
拡張	自動車道		トチヲ		260	—		
	(舗装)	1		箇所				
		1,765						
拡張	自動車道		中谷		197	—		
	(舗装)	1		箇所				
	(法面保全)	988		1				
	(局部改良)	1	箇所					

大豊町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

拡張	自動車道 (舗装)		大星	1 431	箇所	147	—		
拡張	自動車道 (舗装)		三津子野	1 741	箇所	145	—		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		楮佐古小檜噌	1 2,127	箇所	3,636	—		
拡張	自動車道 (舗装)		八川赤根	1 2,435	箇所	108	○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		奥大田三谷	1 2,960 2 5	箇所 箇所 箇所	3,048	○		
拡張	自動車道 (舗装)		谷	1 679	箇所	32	—		
拡張	自動車道 (舗装)		立川中の村川向	1 1,040	箇所	33	—		
拡張	自動車道 (舗装)		南ノ谷	1 778	箇所	37	—		
拡張	自動車道 (舗装)		柳瀬	1 439	箇所	145	—		
拡張	自動車道 (舗装)		中内野々屋	1 1,000	箇所	38	—		
開設 計				3 24,200	路線 m				
拡張 計			舗装	21 19	路線 箇所				
			法面保全	22	箇所				
			局部改良	23	箇所				
			橋梁改良	1	箇所				

土佐町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		上ノ越	1,000	31	—	①	
開設	自動車道		坪屋	3,000	195	—	②	
開設	自動車道		小屋床	3,000	124	—	③	
開設	自動車道		天堂	1,000	103	—	④	
開設	自動車道		濁谷	1,500	65	—	⑤	
開設	自動車道		名高山	2,000	62	—	⑥	
開設	自動車道		大西	4,000	366	—	⑦	
開設	自動車道		阿淵	2,000	192	—	⑧	
開設	自動車道		南泉	4,000	185	—	⑨	

土佐町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設	自動車道		伊勢川	3,500	306	—	⑩	
開設	自動車道		東石原	3,000	296	—	⑪	
拡張	自動車道 (局部改良)		上津川	2 箇所	733	—		
拡張	自動車道 (局部改良)		安吉	5 箇所	66	—		
拡張	自動車道 (舗装)		押ノ川	1 箇所 1,555	439	—		
拡張	自動車道 (舗装)		東石原	1 箇所 2,635	296	—		
拡張	自動車道 (局部改良)		奥鍋割	5 箇所	266	—		
拡張	自動車道 (舗装)		保野谷	1 箇所 100	70	—		
拡張	自動車道 (舗装)		坪屋	1 箇所 897	195	—		
拡張	自動車道 (舗装)		田井山2号	1 箇所 1,974	64	○		
拡張	自動車道 (舗装)		程野	1 箇所 2,300	131	—		
開設 計				11 路線 28,000 m				
拡張 計		舗装		9 路線 6 箇所 9,461 m				
		法面保全		0 箇所				
		局部改良		12 箇所				
		橋梁改良		0 箇所				

大川村

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5か年 の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		寒風大座礼東	9,000	1,404	○	①	
開設	自動車道		下切	1,000	208	—	②	
開設	自動車道		大平	1,500	382	—	③	
拡張	自動車道 (局部改良)		大平	10 箇所	382	—		

大川村

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

拡張	自動車道 (局部改良)	井野川	10 箇所	375	—		
拡張	自動車道 (局部改良)	川崎	5 箇所	44	—		
拡張	自動車道 (舗装)	寒風大座礼西	1 箇所 8,000	604	—		
拡張	自動車道 (舗装)	下切	1 箇所 1,000	208	—		
開設 計			3 路線 11,500 m				
拡張 計		舗装 法面保全 局部改良 橋梁改良	5 路線 2 箇所 9,000 m 0 箇所 25 箇所 0 箇所				

いの町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇 所	対図番号	備考
開設	自動車道		土居柳野	6,000	1,429	○	①	旧吾北村
開設	自動車道		鈴山	240	82	○	②	旧吾北村
開設	自動車道		川原田	350	115	○	③	旧吾北村
開設	自動車道		大峠	590	62	○	④	旧吾北村
開設	自動車道		長山	350	55	○	⑤	旧吾北村
開設	自動車道		小申田程野	280	85	○	⑥	旧吾北村
開設	自動車道	林業専 用道	約束田	4,000	214	○	⑦	旧吾北村
開設	自動車道		内野	300	63	○	⑧	旧吾北村
開設	自動車道		岩川内花ノ木	1,000	263	○	⑨	旧吾北村
開設	自動車道		上八川南第1	140	350	—	⑩	旧吾北村
開設	自動車道		カゲ野	600	206	○	⑪	旧吾北村
開設	自動車道		穴瀬	1,100	144	○	⑫	旧吾北村
開設	自動車道		山口	1,500	163	○	⑬	旧吾北村
開設	自動車道		柳野高樽	500	254	○	⑭	旧吾北村
開設	自動車道		横野	500	105	○	⑮	旧吾北村
開設	自動車道		川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	旧吾北村
開設	自動車道		松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	旧吾北村
開設	自動車道		新別丸大野	1,500	109	○	⑱	旧吾北村
開設	自動車道		大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	旧吾北村
開設	自動車道	林業専 用道	南越須別当	4,000	200	○	⑳	旧吾北村
開設	自動車道	林業専 用道	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	旧吾北村
開設	自動車道		越裏門大森	39,000	1,159	○	㉒	旧本川村

いの町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

開設	自動車道	林業専用道	戸中程野	3,200	115	○	㉓	旧本川村
開設	自動車道		大森藤木谷	1,000	57	—	㉔	旧本川村
開設	自動車道	林業専用道	葛原山	3,000	104	○	㉕	旧本川村
開設	自動車道		大森戸中	7,000	296	○	㉖	旧本川村
開設	自動車道		キリノサコ	4,000	254	—	㉗	旧本川村
拡張	自動車道 (舗装)		中追西	1 箇所 1,500	85	○		旧伊野町
拡張	自動車道 (舗装)		北谷支	1 箇所 550	90	—		旧伊野町
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (法面保全)		谷屋敷	8 箇所	262	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		大久保	2 箇所 1 箇所	162	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		程野支	1 箇所 1,300 m 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		中峯	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		川原田	1 箇所 2,064	115	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—		旧吾北村

いの町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

拡張	自動車道 (舗装)		須別当	1 220	箇所	160	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		川窪島ヶ峰	1 1,900	箇所	155	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		柳野カゲ	1 1,494 1	箇所 箇所	50	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (法面保全)		境谷	1	箇所	61	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		堂ヶ内	3,600 1 1	箇所 箇所 箇所	158	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		松ノ木川窪	1 1,418	箇所	40	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		大峠	1 1,214	箇所	62	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		土居柳野	1 3,000	箇所	1,429	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		カゲ野	1 1,700 2	箇所 箇所	206	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		穴瀬	1 1,782 5 1 1	箇所 箇所 箇所 箇所	36	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装)		成川北	1 3,000	箇所	162	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		程野黒丸	1 1 4	箇所 箇所 箇所	1,272	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (幅員改良)		大野高樽	2,000 3 1	箇所 箇所 箇所	1,897	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (橋梁)		木折山	2	箇所	195	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (橋梁)		馬路	1	箇所	136	○		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		程野1号	2,000 1 1 1	箇所 箇所 箇所 箇所	81	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		成川	1 1 3	箇所 箇所 箇所	712	—		旧吾北村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		寺川秋切	2,400 1 1	箇所 箇所 箇所	377	—		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		足谷	2,100 2 2	箇所 箇所 箇所	283	○		旧本川村

いの町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

拡張	自動車道 (法面保全)		越裏門大森	3 箇所	1159	○		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		中野川長又	1 箇所 340	288	○		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		寒風大座礼西	1 箇所 4,500 5 箇所 4 箇所	1,829	○		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装)		寺川	1 箇所 1,683	592	—		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装)		中野川	1 箇所 703	75	—		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高藪	1 箇所 946 1 箇所	60	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁)		長沢川口	3 箇所 10 箇所	1,816	○		旧本川村
拡張	自動車道 (橋梁)		越裏門白猪谷	1 箇所	32	—		旧本川村
拡張	自動車道 (舗装)		足谷土居	1 箇所 1,592	64	—		旧本川村
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中	1 箇所	3	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全)		大森	1 箇所	54	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全)		笠成	1 箇所	67	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全)		郷じ藪	1 箇所	61	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全)		長沢立橋	1 箇所	102	—		旧本川村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁) (トンネル)		一の谷脇の山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	○		旧本川村
開設 計				27 路線 88,150 m				
拡張 計				47 路線 28 箇所 48,606 m 24 箇所 42 箇所 45 箇所 1 箇所 3 箇所				

仁淀川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		下土居松谷	2,000	1115	○	①	旧池川町
開設	自動車道		大峠北浦	1,750	208	○	②	旧池川町
開設	自動車道		竹ノ谷ツボイ	5,700	311	-	③	旧池川町
開設	自動車道		瓜生野松谷	1,000	60	-	④	旧池川町
開設	自動車道		余能線	800	40	-	⑤	旧池川町
開設	自動車道		用居椿山	1,500	134	○	⑥	旧池川町
開設	自動車道		安居土居神谷	2,000	134	-	⑦	旧池川町
開設	自動車道		大屋岩柄	1,700	81	-	⑧	旧池川町
開設	自動車道		ナガノジ	1,500	90	-	⑨	旧池川町
開設	自動車道		上名・用居	3,000	3,426	○	⑩	旧池川町
開設	自動車道		瓜生野椿山	100	2,028	-	⑪	旧池川町
開設	自動車道		大西白岩	2,000	45	-	⑫	旧池川町
開設	自動車道		津江中	650	15	○	⑬	旧吾川村
開設	自動車道		上名・用居	3,000	3,426	○	⑭	旧吾川村
開設	自動車道		太田サガノ	550	73	-	⑮	旧仁淀村
開設	自動車道		下桐	400	35	-	⑯	旧仁淀村
開設	自動車道		あいなごう	700	154	-	⑰	旧仁淀村
開設	自動車道		上川渡	500	55	-	⑱	旧仁淀村
開設	自動車道		日比原鳥出	700	46	-	⑲	旧仁淀村
開設	自動車道		石井野ドウギリ	550	71	-	⑳	旧仁淀村
開設	自動車道		横谷	400	68	-	㉑	旧仁淀村
開設	自動車道		東部	500	84	-	㉒	旧仁淀村
開設	自動車道		松原	2,500	209	○	㉓	旧仁淀村
開設	自動車道		戸立	500	119	○	㉔	旧仁淀村
開設	自動車道		鶴松ヶ森	500	51	-	㉕	旧仁淀村
開設	自動車道		シロエ谷	500	40	-	㉖	旧仁淀村
開設	自動車道		鳥出	500	30	-	㉗	旧仁淀村
開設	自動車道		大見槍	400	15	-	㉘	旧仁淀村
開設	自動車道		戸立古田	750	159	-	㉙	旧仁淀村
開設	自動車道		桂徳光谷	500	49	-	㉚	旧仁淀村
開設	自動車道		桂矛石	1,200	19	○	㉛	旧仁淀村
開設	自動車道		川又	400	95	-	㉜	旧仁淀村
開設	自動車道		太田	300	42	-	㉝	旧仁淀村
開設	自動車道		泉大植	550	149	-	㉞	旧仁淀村
開設	自動車道		ヒロセ	1,000	35	-	㉟	旧仁淀村
開設	自動車道		旭・天狗高原	3,000	700	○	㊿	旧仁淀村

仁淀川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設	自動車道		実間	300		35	-	(37)	旧仁淀村
開設	自動車道		ソエタニ	1,000		121	-	(38)	旧仁淀村
開設	自動車道		シバゴヤ	9,500		510	○	(39)	旧仁淀村
開設	自動車道		一ヶ谷	4,000		106	-	(40)	旧吾川村
開設	自動車道		加枝	2,000			-	(41)	旧吾川村
開設	自動車道		椿山西桁	1,500		130	-	(42)	旧池川町
拡張	自動車道 (舗装)		瓜生野桧谷	1 箇所 1,000		60	-		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		ハトウチ	1 箇所 2,415		103	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		川舟雑誌	1 箇所 2,500		61	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		舟形	1 箇所 3,100 2 箇所 1 箇所		194	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		明戸岩岩柄	1 箇所 2,500 1 箇所 1 箇所		352	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		下土居桧谷	1 箇所 5,050 2 箇所		1,115	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		用居ツボイ	1 箇所 2,389 1 箇所		53	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		久保吉ヶ成	1 箇所 4,797 2 箇所 1 箇所		364	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		橋ヶ藪	1 箇所 1,235 1 箇所		47	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装)		竹ノ谷ツボイ	1 箇所 1,200		70	○		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		上名・用居	1 箇所 3,000 3 箇所		3,426	○		旧池川町
拡張	自動車道 (法面保全)		成川檜山	1 箇所		660	—		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		椿山林道	1 箇所 500 1		851	—		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		用居椿山	1 箇所 1,200 1 箇所		134	—		旧池川町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		大峠北浦	1 箇所 1,200 1 箇所		208	—		旧池川町
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		横倉長者	3 箇所 3 箇所		769	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装)		ミヤノノ	1 箇所 500		151	—		旧吾川村
拡張	自動車道 (局部改良)		東谷	3 箇所		41	—		旧吾川村

仁淀川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

拡張	自動車道 (舗装)	アカシダ	1 箇所 2,260	46	—		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	中	1 箇所 3,153 3 箇所	144	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装)	奥谷	1 箇所 6,659	272	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装)	上水ノ峠	1 箇所 1,500	70	—		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装)	長坂	1 箇所 1,900	162	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	津江	1 箇所 2,900 3 箇所	102	—		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装)	遅越	1 箇所 250	49	—		旧吾川村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	トウガチ	3 箇所 1 箇所	84	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	水ノ峠	1 箇所 4,348 3 箇所	124	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	加枝	1 箇所 1,149 3 箇所	34	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	露ヶ谷	1 箇所 4,334 3 箇所	260	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	マルヤマ	1 箇所 2,920 3 箇所 3 箇所	33	○		旧吾川村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	西谷石神峠	5 箇所 5 箇所	938	—		旧仁淀村

仁淀川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	石井野泉	5 箇所 5 箇所	131	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	星ヶ窪	5 箇所 5 箇所	72	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	星ヶ窪大峠	1 箇所 2,300 10 箇所 10 箇所	94	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	泉	1 箇所 1,000 5 箇所 5 箇所	92	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	石井野ドウギリ	1 箇所 1,795 1 箇所 1 箇所	71	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	ハギノヒラ	1 箇所 2 箇所	191	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	実間	1 箇所 326 5 箇所 5 箇所	35	-		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	戸立	1 箇所 2 箇所	119	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)	川又	1 箇所 500 1 箇所	95	-		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	横倉長者	5 箇所 10 箇所	771	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	大引割	5 箇所 5 箇所	424	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	戸立古田	1 箇所 1 箇所	159	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	宮ヶ谷	1 箇所 1 箇所	105	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)	シバゴヤ	1 箇所 1,452 3 箇所	181	-		旧仁淀村

仁淀川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	芋迫	1 1,000 1 1	箇所	42	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全)	片平松	3	箇所	56	-		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	立ヶ谷	1 1,100 1 3	箇所	371	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	道芝大見槍	1 6,000 10 10	箇所	272	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (法面保全)	泉大植	5	箇所	149	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	あいなごう	1 3,000 5 5	箇所	154	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装)	太田サガノ	1 2,265	箇所	73	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (局部改良)	仁淀葉山	12	箇所	63	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装)	旭・天狗高原	1 4,100	箇所	700	○		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	東部	1 3,000 5 5	箇所	84	—		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	松原	1 1,500 5 5	箇所	209	—		旧仁淀村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	桂矛石	1 1,100 5 5	箇所	19	—		旧仁淀村
開設 計			42 61,900	路線 m				
拡張 計		舗装 法面保全 局部改良	57 41 94,397 118 134	路線 箇所 m 箇所 箇所				

佐川町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		小奥川ノ内	1 箇所 7,161	1,277	—		
拡張 計			舗装 法面保全 局部改良 橋梁改良	1 路線 1 箇所 7,161 m 0 箇所 0 箇所 0 箇所				

越知町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m3)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		加枝ヶ谷横倉	868	47	○	①	
開設	自動車道		下ノ谷南ノ川	11,650	536	○	②	
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		横倉長者	4 箇所 4 箇所 1 箇所	968	○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		小日浦	1 箇所 2,107 4 箇所 4 箇所 7 箇所	896	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		横倉楠神	3 箇所 3 箇所	62	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		加枝ヶ谷横倉	2 箇所 2 箇所	47	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		横倉長者支1号	2 箇所 2 箇所	53	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		田代星の窪	3 箇所 3 箇所	73	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		京塚	2 箇所 2 箇所	56	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		栃ノ木大平	2 箇所 2 箇所 1 箇所	138	○		

越知町

単位(延長:m 面積:ha 材積:m³)

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	白石横倉	1 1,250 2 2	箇所 箇所 箇所	33	○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)	土居柳野	1 1	箇所 箇所	155	○		
開設 計			2 12,518	路線 m				
拡張 計		舗装 法面保全 局部改良 橋梁改良	10 2 3,357 25 25 9	路線 箇所 m 箇所 箇所 箇所				

嶺北仁淀計画区計

開設	88	路線	226,268 m	
拡張	150	路線	203,606 m	608 箇所

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	35,400	34,500	
水源涵養のための保安林	30,795	30,145	
災害防備のための保安林	4,786	4,536	
保健、風致の保存等のための保安林	1,514	1,514	

注1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しません。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：h a

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源涵養のための保安林	0	0	6,374	8,276	5,814
災害防備のための保安林	0	0	763	1,112	762
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	39	470	39

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：h a

指定解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市 町 村	区域（林班番号）		前半5カ年の計画面積		
指定	水源かん養保安林	大 豊 町	立川上名 他	377	189	水源のかん養の目的を達成するため必要がある森林について指定します。	
		土 佐 町	瀬戸 他	208	104		
		大 川 村	上小南川 他	234	117		
		い の 町	大森 他	429	214		
		佐 川 町	西山組 他	52	26		
	計		1300	650			

単位 面積：h a

指定解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市 町 村	区域（林班番号）		前半5カ年の計画面積		
指定	土砂流出防備保安林	本 山 町	上関 他	10	5	災害の防備の目的を達成するため必要がある森林について指定します。	
		大 豊 町	川口 他	80	40		
		土 佐 町	南川 他	60	30		
		大 川 村	朝谷 他	65	32		
		い の 町	脇ノ山 他	160	80		
		仁 淀 川 町	用居 他	95	48		
		佐 川 町	加茂 他	10	5		
		越 知 町	筏津 他	20	10		
計		500	250				

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：h a

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画面積		
(該当なし)					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画地区数		
本山町	吉田 他	2	1	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
大豊町	西川 他	34	17		
土佐町	東石原 他	14	7		
大川村	大川 他	14	7		
土佐市	常楽 他	4	2		
いの町	手箱山 他	38	19		
佐川町	山本 他	6	3		
越知町	小日浦 他	6	3		
仁淀川町	別枝 他	38	19		
日高村	奥谷 他	2	1		
合 計		158	79		

2 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

単位 面積：h a

特定 保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等				その他 必要な 事項	備考
		番 号	所 在		面積	伐 採					
			位置	林班-小班		種類	面積	方法	時期		
21 水源 かん養	土佐町	1	南川字朽ノ本1641-1	125-4	3.72	間伐	3.72	Ⅱ	H21.3.31	なし	
		2	南川字大人ノ足跡1643-3	125-4	1.00	間伐	1.00	Ⅱ	H21.3.31	なし	
		3	南川字鈴鳥屋1645-5	126-3	0.71	間伐	0.71	Ⅱ	H21.3.31	なし	
		4	南川字成谷1644-1、1644-2 字鈴鳥屋1645-1 字大休場1646-1	126-1	14.13	間伐	14.13	Ⅱ	H21.3.31	なし	
計				19.56		19.56					

注)伐採の方法に記載の記号は伐採率を表し、71～100%を「Ⅰ」、31～70%を「Ⅱ」、30%以下を「Ⅲ」とします。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
水源かん養 保安林	本 山 町	5, 13～17, 19～22, 33, 34, 58～60, 66～72, 74, 92～98, 102～118, 121～124	1,693.37	
	大 豊 町	1～3, 5～12, 26～31, 34～39, 41～46, 51, 58～71, 73～76, 79～83, 85～89, 95, 97, 114, 115, 120～123, 125～129, 131～137, 145～149, 151～154, 156～163, 165, 173, 179～182, 187～259, 261, 262, 264～273, 277～291	6,311.59	
	土 佐 町	4～16, 18～24, 32～36, 38, 45, 51, 52, 59～64, 66, 67, 70, 71, 74～81, 84, 87, 90, 110, 111, 115～118, 122～128, 130～162, 164～166, 170～173, 175～177, 179～189, 191, 199, 206	3,539.63	
	大 川 村	1～61, 63～79, 84, 85, 89	3,935.41	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
水源かん養 保安林	い の 町	(旧本川村) 1~21, 23~34, 36~66, 68~114	4,646.66	
		(旧伊野町) 3, 4, 6~9, 23, 26~35, 37, 38, 67, 68, 102	582.32	
		(旧吾北村) 7, 16, 17, 19, 32, 33, 35, 36, 38~ 47, 52, 76, 77, 87, 90, 95~110, 116, 120~124, 133, 155~ 169, 172, 175, 176, 178, 179, 184~192	1,857.38	
	仁 淀 川 町	(旧池川町) 5~7, 20~28, 31~33, 36, 37, 44, 47, 51~63, 80~ 82, 86~90, 98~101, 118~126	2,061.67	
		(旧吾川村) 1~3, 6, 8, 9, 11, 13, 17~19, 26~29, 31~39, 41~ 45, 52~58, 63, 66, 70, 74, 75, 77, 78, 80~86	1,135.63	
		(旧仁淀村) 1~12, 35~41, 44~58, 66, 67, 70, 78~81, 84~ 107, 110	1,962.47	
	佐 川 町	25, 38, 48~53, 59~67, 69~72, 92	838.74	
	越 知 町	3, 7, 18, 19, 22, 26~36, 51, 55, 63, 64, 69~72, 74, 77~79, 83, 91~ 93, 103, 104, 120, 121, 124	832.92	
	日 高 村	4, 5, 7~10, 46~48	155.78	
	計		29,553.57	
土砂流出 防備保安林	本 山 町	5, 9, 14, 24, 30, 31, 37, 53, 60, 62, 63, 70, 72, 73, 80~82, 85, 107~ 109, 116	73.92	
	大 豊 町	2~7, 10~14, 18, 20~22, 24~29, 32~35, 37~41, 48, 50~ 53, 60, 63~67, 69~72, 77~80, 83, 84, 89~92, 94~ 98, 102, 108, 109, 111, 112, 116, 117, 119, 121, 140, 142, 143, 152, 153 , 159~161, 163, 165~168, 172~174, 177~179, 183~ 186, 195, 196, 198, 200, 201, 205~207, 222, 223, 225, 227~229, 233 ~240, 243~245, 247~249, 253~256, 262, 263, 273~278, 209~ 294, 296, 297, 302~307	633.33	
	土 佐 町	1~4, 25~30, 37~39, 41, 42, 44~47, 52, 55, 56, 64, 70, 71, 73, 77 ~80, 83, 86~93, 96~103, 105, 106, 109, 125~ 127, 129, 132, 133, 136~144, 148~150, 153, 155, 159, 160, 163~ 171, 173, 177, 196, 197, 201, 204, 205	459.05	
	大 川 村	1~6, 8~16, 22~26, 30, 31, 33~39, 44, 51, 54~57, 63~ 66, 73, 74, 76, 77, 79~82, 85, 86	496.08	
	土 佐 市	1~4, 7, 9~11, 14, 15, 20, 23, 24, 26~28, 44, 46, 48, 50, 54, 67~ 69, 81, 87	103.81	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
土砂流出 防備保安林	い の 町	(旧本川村) 1~7, 9, 13, 14, 18, 31, 32, 34, 35, 39~ 41, 48, 49, 57, 61~63, 66, 79, 81~83, 87, 91, 107~112, 114, 115	326.61	
		(旧伊野町) 1~3, 7, 8, 15~17, 21, 22, 26, 27, 34~39, 41, 43~45, 48~54, 57, 61, 62, 65, 68~71, 73, 76, 81~84, 86, 91, 97, 104	346.71	
		(旧吾北村) 2~4, 6~8, 10~15, 17, 18, 20, 22~24, 27~34, 47~ 50, 52~60, 63~75, 77~81, 85~87, 89~93, 95, 96, 100~107, 109~ 115, 117~123, 125~127, 129~133, 135, 138, 142, 143, 147, 148, 151 ~153, 164, 165, 178~181, 183, 184, 187~189, 191, 192, 194~ 197, 203	558.43	
	仁 淀 川 町	(旧池川町) 2~9, 11~13, 16~19, 22, 23, 25, 28~30, 32~ 35, 38, 41, 43, 45, 49, 50, 51, 56, 56, 60, 65, 66, 72~75, 77~ 79, 81, 82, 84, 85, 94, 95, 97~109, 111~115, 117~122, 125, 126	320.62	
		(旧吾川村) 3~6, 9, 13~17, 19, 21~23, 25~28, 33~35, 38~ 40, 46, 47, 49, 50, 56, 57, 60, 62, 63, 66~75, 77~86	290.90	
		(旧仁淀村) 13, 14, 19, 22~26, 28~30, 33, 34, 36, 37, 44~ 48, 53, 61, 63~65, 67~76, 84, 87~90, 94~96, 98, 99, 105~110	128.68	
	佐 川 町	1, 47, 53, 56, 58, 60~63, 67~69, 71, 75, 77, 84, 85, 89, 91~ 93, 97, 102~104, 106, 109~113, 120	79.52	
	越 知 町	8, 13, 16, 17, 26, 29, 34, 35, 40, 41, 43~46, 51, 55~58, 60~62, 65 ~75, 77, 78, 80, 81, 83~85, 87, 88, 90, 91, 95, 97, 100~ 104, 107, 108, 111~113, 115, 118, 122~128, 130, 131	149.53	
	日 高 村	1, 3, 5, 6, 8, 9, 11, 15~18, 20~26, 34~37, 41, 43, 44, 48, 49	99.35	
	計		4,066.54	
土砂崩壊 防備保安林	大 豊 町	84, 111, 166, 168, 186, 265, 288, 294	4.88	
	土 佐 町	86, 92	6.30	
	大 川 村	12, 44	0.10	
	仁 淀 川 町	(旧吾川村) 85	0.05	
	越 知 町	98	0.64	
	日 高 村	12	0.32	
	計		12.29	
防風保安林	土 佐 市	3	0.38	
	計		0.38	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
干害防備 保安林	本 山 町	120~124	29.19	
	大 豊 町	10~12, 28, 88, 89, 95, 97, 114	104.84	
	土 佐 町	166	46.09	
	仁 淀 川 町	(旧吾川村) 4, 5	15.62	
	計		195.74	
魚つき保安林	土 佐 市	1, 2	20.48	
	計		20.48	
保健保安林	本 山 町	121	10.64	
	大 豊 町	69, 73, 74, 216	34.49	
	大 川 村	7~17, 67~77	965.34	
	い の 町	(旧本川村) 40~42, 48, 63~66	231.59	
		(旧吾北村) 98~100, 103, 105	80.01	
	越 知 町	3, 7, 57~59, 62, 63, 65, 66, 68, 69	46.44	
	仁 淀 川 町	(旧仁淀村) 57, 58, 88, 89, 92~94, 116	88.65	
計		1,457.16		
風致保安林	越 知 町	57, 58, 63, 65, 66, 68, 69	35.14	
	計		35.14	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
県立自然公園第一種特別地域	大 豊 町	73, 74, 81	142.00	
	土 佐 市	1, 2	45.70	
	計		187.70	
県立自然公園第二種特別地域	土 佐 町	36, 142	220.00	
	土 佐 市	1～3	113.60	
	仁 淀 川 町	93～94	101.00	
	計		434.60	
県立自然公園第三種特別地域	土 佐 町	12～13, 18～19, 21～22, 145～146	157.00	
	い の 町	(旧吾北村) 148～161	207.30	
	計		364.30	
県立自然公園普通地域	本 山 町	32, 33, 53, 71	476.00	
	大 豊 町	4, 5, 15, 20, 39～42, 45, 46, 52～58, 60～66, 69, 70, 73～75, 78～82, 113～115, 117～121, 165, 275, 281～283, 285, 286, 288～292	1,598.00	
	土 佐 町	36, 47, 50, 51, 59～64, 66, 67, 69～71, 142, 144～147	984.90	
	土 佐 市	2, 3	180.70	
	い の 町	(旧吾北村) 150～152	267.70	
	仁 淀 川 町	(旧池川町) 85～89, 94	1,287.00	
		(旧吾川村) 13, 23～50, 59～60	1,684.00	
		(旧仁淀村) 88～90, 95, 96, 99～101, 106～110	80.00	
	越 知 町	3, 4, 6, 7, 57, 58, 63, 65, 66, 68, 69, 85	67.00	
	計		6,625.30	
史跡名勝天然記念物に係る森林	い の 町	(旧本川村) 2	2.37	
	計		2.37	

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

森林法及びその他の法令で立木伐採の制限を受けている森林の施業方法は、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限林の目標達成に支障を及ぼさない範囲で森林の生産力の向上を図ることを旨として、その種類ごとの施業方法について、一般的事項を次のとおり定めます。

種 類	施 業 方 法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で、土砂が崩壊・流出するおそれがあると認められるもの及び伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。</p>
土砂流出 防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林については、択伐とする。</p> <p>4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。</p>
土砂崩壊 防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅が概ね20m未満のものをいう。）、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。 その程度が特に著しいと認められるもの（林帯について、その幅が概ね10m未満のものをいう。）にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
水害・潮害 防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p>
干害防備 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

種 類	施 業 方 法
魚つき 保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 魚つきの目的に係る海洋・湖沼等に面していない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
航行目標 保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。 4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一カ所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。
風致保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
国定公園特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 立木の伐採を禁止する。
国定公園 第一種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は次により行う。 ア 伐期齢は標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
国定公園 第二種特別 地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができる。 2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 ウ 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

種 類	施 業 方 法
国定公園 第三種特別 地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
県立自然 公園第一種 特別地域	1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は、次により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。(横浪5年) イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とする。(横浪60%)
県立自然 公園第二種 特別地域	1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐することができる。 2 公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%(横浪60%)以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。 ウ 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。
県立自然 公園第三種 特別地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。
史跡名勝 天然記念物 に係る森林	1 現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所管官庁の許可を受けなければならない。

2 その他必要な事項

該当なし。

嶺北仁淀地域森林計画書

発行 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課
高知市丸ノ内1-7-52

電話 (088) 821-4574

印刷 (会社名)
(住所)
(電話)

森
か
ら
は
じ
ま
る



木の文化県
こうち

「R100 この冊子は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。」